

北海道不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業実施要綱

第1 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大により妊婦は健康等について不安を抱えて生活しており、妊婦に対する寄り添った支援の一環として、不安を抱える妊婦が分娩前のウイルス検査（以下「検査」という。）を受けた場合に、その費用を助成する。

第2 実施主体

実施主体は北海道とする。

第3 対象者

次の(1)又は(2)に該当する妊婦

(1) 次の全てに該当する者

ア うつ状態にあるなどの不安を抱える妊婦又は基礎疾患を有する妊婦（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者）

イ 新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がなく、かかりつけ産婦人科医等から検査説明書（別添1）に記載されている内容について説明を受けた、検査を希望し、検査を受診した者。

ウ 北海道内（保健所設置市の札幌市、旭川市、函館市、小樽市を除く。以下「北海道内」という。）において、住民基本台帳法による住民票（以下「住民票」という。）に記録されている者。

エ 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市において、同様の事業による補助を受けていない者。

(2) 知事が適当と認めた者。

第4 対象となる検査

新型コロナウイルス感染症に関する検査で、次の時期及び方法により実施する検査を対象とする。（医療保険適用外の検査に限る。）

(1) 実施時期

分娩の概ね2週間前（但し、早産リスク等の妊婦それぞれの状況に応じて検査の時期が異なる。）

(2) 検査方法

ア 鼻咽頭スワブ検体または唾液を用いたPCR検査（LAMP検査を含む。）

イ 鼻咽頭スワブ検体または唾液を用いた抗原定量検査（簡易キットによる抗原検査は対象外。）

第5 助成の額及び期間

令和5年（2023年）4月1日から同年9月30日までに、分娩前の妊婦が検査の実施を希望し、実施したウイルス検査に対して、1人につき1回を限度に9,000円と実際に支出した額のいずれか低い方の額を助成する。

第6 助成の申請

助成を受けようとする者は、検査を実施した日から60日以内又は同年9月30日のいずれか早い日までに北海道知事に対し、申請書（保福第480号様式）に次の書類を添付して申請を行うものとする。

- (1) ウイルス検査確認書（別記様式1）の写し又はウイルス検査申立書（別記様式2）
- (2) 住所を確認出来る書類の写し（運転免許証・保険証等）
- (3) 検査に係る領収書の写し

2 特別な事情により60日以内に申請できなかった場合においては、申請できなかった理由を書類により確認し、正当かつ合理的な理由による場合と認められる場合は申請を認めるものとする。

第7 助成の決定

北海道知事は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成が適当と認めるときは、指令文（別記様式3）により助成の決定と金額について申請者に通知することとする。

また、審査の結果、助成が不適当と認めるときは、不交付決定通知書（別記様式4）をもって申請者に通知することとする。

第8 その他

本要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年（2020年）10月30日から施行し、令和2年（2020年）4月1日以降に行った検査を対象として適用するものとする。

附 則 この要綱は、令和3年（2021年）1月5日から施行し、令和2年（2021年）4月1日以降に行った検査を対象として適用するものとする。

附 則 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行し、令和3年（2021年）4月1日以降に行った検査を対象として適用するものとする。

附 則 この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行し、令和4年（2022年）4月1日以降に行った検査を対象として適用するものとする。

附 則 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行し、令和5年（2023年）4月1日以降に行った検査を対象として適用するものとする。

附 則 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行し、令和5年（2023年）5月8日以降に行った検査を対象として適用するものとする。